

## 大阪市自動車運送事業の引継ぎに関する基本方針の策定について

大阪市自動車運送事業の引継ぎに関する基本方針の策定を地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件とする条例（平成27年大阪市条例第105号）第2条の規定に基づき、大阪シティバス株式会社（以下「大阪シティバス」という。）に自動車運送事業の引継ぎをするための基本方針を次のとおり定める。

### 大阪市自動車運送事業の引継ぎに関する基本方針

#### 1 大阪シティバスに引き継ぐ事業の種類及び範囲

大阪シティバスに引き継ぐ事業の種類は、大阪市交通事業の設置等に関する条例（昭和41年大阪市条例第60号）第2条の自動車運送事業の廃止に係る自動車運送事業とし、引き継ぐ事業の範囲は、引継ぎ時に大阪市自動車運送事業が運行している路線（現在の路線は別表による。）とする。

#### 2 大阪シティバスの株式の所有

大阪市高速鉄道事業会計に属する大阪シティバスの株式は、大阪市高速鉄道事業及び中量軌道事業を引き継ぐために本市が出資を行い設立した株式会社（以下「新設会社」という。）に引き継ぐものとする。

#### 3 大阪市自動車運送事業会計に属する資産及び負債の取扱い

##### (1) 大阪市自動車運送事業会計に属する資産の取扱い及び負債の取扱い

大阪市自動車運送事業会計に属する資産については、(3)等を除き、大阪市高速鉄道事業会計へ有償所管換えし、企業債等の債務の返済資金等に充当することとする。

なお、資産の有償所管換え等をもってしても返済資金等が不足する場合は、大阪市高速鉄道事業会計が負担するものとし、大阪シティバスには負債を引き継がない。

##### (2) 大阪市高速鉄道事業会計へ有償所管換えした資産のうち大阪シティバスがバス

の運行に必要な資産の取扱い

大阪市高速鉄道事業会計へ有償所管換えした資産のうち、大阪シティバスがバスの運行に必要な営業所、バス車両等の資産は、大阪市高速鉄道事業会計の資産を引き継いだ新設会社が大阪シティバスへ賃貸するものとする。

(3) 大阪シティバスへ譲渡する資産

大阪市自動車運送事業会計に属する資産のうち、特に大阪シティバスがバスの運行に必要で同社において所有することが適当な機器及び資産備品は有償、停留所施設等は無償により同社へ譲渡するものとする。

4 大阪シティバスに引き継ぐ職員に関する取扱い

大阪シティバスの目的が達成され、その業務が適切に行われるよう、同社の方針に基づき必要な職員を引き継ぐものとする。

5 引継ぎに際して大阪シティバスに求める事項

(1) 輸送の安全確保は、運輸事業の基本で社会的重大課題であることから、経営判断の最優先課題とし、ハード・ソフト両面から、揺るぎのないよう取り組むこと

(2) 本市交通局が「ひとにやさしい市営交通」を目指し、先進的に安全施策やバリアフリー施策に取り組んできた精神を、その歴史や経過を踏まえ、経営理念の根本として承継すること

(3) 自らの経営責任で交通機能を確保・充実していくとともに、鉄道との連携を進め、地域の利便性確保に貢献していくこと

(4) 路線、運行回数、運賃などは原則として引継ぎ後概ね5年程度は引継ぎ時の水準を維持するものとし、その後も本市の交通政策部門が設置する「バス運行にかかる協議体」に参画し、協議・調整を行いながら、必要な路線の維持とより良いサービス提供を目指していくこと

(5) 大阪シティバスに関する諸課題について連絡調整するため、本市との間で協議体を設置すること

## 別 表

系統番号	起点	経由	終点
第1号	阿倍野橋	天王寺町南一丁目	出戸バスターミナル
第2号	出戸バスターミナル	長吉城山	長吉長原東三丁目
第3号	地下鉄住之江公園	地下鉄西田辺	出戸バスターミナル
第4号	地下鉄住之江公園	地下鉄長居	出戸バスターミナル
第5号	阿倍野橋	今川二丁目	三宅中
第6号	阿倍野橋	美章園	住道矢田
第8号	大阪駅前		難波
第9号	出戸バスターミナル	加美南二丁目	平野区役所前
第10号	守口車庫前	赤川一丁目	天満橋
第10A号	守口車庫前	赤川一丁目	地下鉄都島
第11号	東淀川区役所前	淡路五丁目	新大阪駅東口
第11A号	東淀川区役所前	東淀川駅前	新大阪駅東口
第12号	阿倍野橋	勝山四丁目	布施駅前
第12A号	阿倍野橋	勝山四丁目	大池橋
第13号	阿倍野橋	舍利寺	北巽バスターミナル
第14号	出戸バスターミナル	地下鉄喜連瓜破	高野大橋
第15号	地下鉄住之江公園	フェリーターミナル 駅前	南港南六丁目
第15A号	地下鉄住之江公園	南港フェリーターミ ナル	南港南六丁目
第15B号	地下鉄住之江公園	地下鉄玉出	フェリーターミナル 駅前
第16号	出戸バスターミナル	長吉長原西二丁目	瓜破東八丁目
第17号	コスモスクエア駅前	見本市会場東口	ポートタウン東駅前
第18号	北巽バスターミナル	御幸通	玉造
第19号	地下鉄今里	J R 平野駅	加美東三丁目北

第21号	天満橋	放出住宅前	地下鉄深江橋
第21A号	放出住宅前		地下鉄深江橋
第22号	阿倍野橋	玉造	諏訪神社前
第22A号	阿倍野橋	天王寺区役所	玉造
第24号	住吉車庫前	千躰	南長居
第25号	地下鉄住之江公園	地下鉄玉出	住吉車庫前
第27号	井高野車庫前	北江口	相川駅前
第29号	地下鉄住之江公園	鶴見橋通	難波
第30号	阿倍野橋	百済	平野区役所前
第31号	天満橋	今福西四丁目	花博記念公園北口
第33号	出戸バスターミナル	長原	長吉川辺四丁目
第34号	守口車庫前	大東町	大阪駅前
第35号	守口車庫前	地下鉄今里	杭全
第35A号	地下鉄今里	大池橋	杭全
第36号	大阪駅前	地下鉄蒲生四丁目	地下鉄門真南
第37号	井高野車庫前	上新庄	大阪駅前
第38号	野田阪神前	御幣島駅	竹島三丁目
第39号	野田阪神前	野中南二丁目	新大阪駅北口
第41号	大阪駅前	十三	榎木橋
第41A号	中津六丁目		大阪駅前
第42号	大阪駅前	出来島駅前	中島二丁目
第42A号	大阪駅前	出来島駅前	中島公園
第42B号	十三	出来島駅前	中島二丁目
第43号	西島車庫前	姫島	大阪駅前
第45号	総合医療センター前	関目二丁目	諸口
第45A号	総合医療センター前	関目二丁目	花博記念公園北口
第46号	天満橋	放出住宅前	焼野
第48号	地下鉄住之江公園	地下鉄花園町	阿倍野橋
第49号	地下鉄住之江公園	平林駅前	地下鉄住之江公園

第50号	井高野車庫前	江口君堂前	上新庄駅前
第51号	天保山	弁天町駅前	ドーム前千代崎
第51A号	天保山	第三突堤前	弁天町駅前
第51B号	弁天町駅前	境川	ドーム前千代崎
第52号	阿倍野橋	地下鉄花園町	難波
第53号	大阪駅前	渡辺橋	船津橋
第54A号	住吉車庫前	地下鉄我孫子	住吉車庫前
第54B号	住吉車庫前	東住吉区役所前	住吉車庫前
第54D号	住吉車庫前	播磨町三丁目	住吉車庫前
第55号	鶴町四丁目	堂島大橋	大阪駅前
第56号	西島車庫前	西九条	大阪駅前
第56A号	西島車庫前	春日出	西九条
第57号	京橋駅前	地下鉄都島	毛馬中央公園
第58号	野田阪神前	大淀中三丁目	大阪駅前
第59号	北港ヨットハーバー	伝法	大阪駅前
第59A号	西島車庫前	伝法	大阪駅前
第59B号	西島車庫前	伝法	野田阪神前
第59C号	西島車庫前	伝法	西九条
第59D号	北港ヨットハーバー	常吉二丁目東口企業 団地前	西島車庫前
第60号	天保山	大正橋	難波
第61A号	出戸バスターミナル	六反南口	出戸バスターミナル
第61B号	出戸バスターミナル	六反北口	出戸バスターミナル
第62号	住吉車庫前	天満橋	大阪駅前
第62A号	住吉車庫前	阿倍野橋	天満橋
第62B号	住吉車庫前	阿倍野橋	上本町一丁目
第62C号	住吉車庫前	阿倍野橋	上本町六丁目南
第62D号	阿倍野橋		上本町六丁目南
第63号	阿倍野橋	南住吉三丁目	浅香

第63A号	地下鉄我孫子		浅香
第64号	阿倍野橋	播磨町	遠里小野橋
第64A号	住吉車庫前	千躰	遠里小野橋
第65号	府立総合医療センター	遠里小野橋	矢田行基大橋
第65A号	地下鉄我孫子		矢田行基大橋
第67号	住吉車庫前	播磨町	阿倍野橋
第69号	大阪駅前	十三市民病院	榎木橋
第70号	西船町	大運橋通	ドーム前千代崎
第70号急行	西船町	大運橋通	ドーム前千代崎
第71号	鶴町四丁目	大正橋	難波
第72号	鶴町四丁目	第一突堤前	天保山
第73号	難波	杭全	出戸バスターミナル
第75号	大阪駅前	土佐堀一丁目	難波
第76号	地下鉄住之江公園	千本松橋西詰	ドーム前千代崎
第78号	守口車庫前	都島中通二丁目	大阪駅前
第79号	西九条	安治川口駅前	桜島三丁目
第80号	鶴町四丁目	南泉尾	阿倍野橋
第81号	西九条	北港一丁目	舞洲スポーツアイランド
第82号	西九条		高見一丁目
第83号	大阪駅前	赤川一丁目	花博記念公園北口
第83A号	新森七丁目	緑四丁目	花博記念公園北口
第84号	難波	弁天町駅前	八幡屋三丁目
第84A号	難波	地下鉄西長堀	弁天町駅前
第84B号	弁天町駅前	三先	八幡屋三丁目
第85号	杭全	中道	難波
第86号	上新庄駅前	緑一丁目	布施駅前
第86A号	大桐二丁目	地下鉄今福鶴見	布施駅前

第87号	鶴町四丁目	新千歳	難波
第88号	天保山	肥後橋	大阪駅前
第89号	地下鉄住之江公園	南加賀屋	堺駅西口
第90号	鶴町四丁目	大正橋	野田阪神前
第91号	鶴町四丁目	大運橋通	ドーム前千代崎
第91号急行	鶴町四丁目	大運橋通	ドーム前千代崎
第92号	大阪駅前	佃	福町
第93号	井高野車庫前	地下鉄西中島南方	大阪駅前
第94号	鶴町四丁目	小林公園前	ドーム前千代崎
第95号	豊里団地前		上新庄駅前
第97号	大阪駅前	三津屋	加島駅前
第98号	ドーム前千代崎	新千歳	大正区役所前

平成28年 2月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

#### 説 明

大阪シティバス株式会社に、自動車運送事業の引継ぎをするための基本方針を策定する必要があるため、大阪市自動車運送事業の引継ぎに関する基本方針の策定を地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件とする条例第3条の規定により、この案を提出する次第である。

(参 考)

大阪市自動車運送事業の引継ぎに関する基本方針の策定を地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件とする条例（抄）

第3条 市長は、前条の規定により基本方針を策定しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならない。